

(一八六九)

三 (明治二年)二月 吉井藩主吉井信謹の版籍奉還願い〔A〕

ほうこん  
方今「王政御一新、万機」御親裁、追々被ニ仰出ニ之「御  
しゅい、まことにもつてせんざい、りゅうききゅうらん  
趣意、誠以千歳之隆期休運与、「奉ニ感戴」候、乍レ恐即今御急  
たいけん しゅうらん ふこくきょうへい きちやくいたすべく  
務之「儀者、大権御收攬、富国強兵ニ可レ」致ニ帰着ニ候、右御  
制度者、乍レ恐「郡県御回復ニ留候儀与奉レ存候、被レ」為レ乗ニ此  
なされ  
期運、海外各国与御並立」之勢相立、御名実被レ為レ貫候様」  
あらせられたく、これすなわちぐしんしゅくやゆうこく  
被レ為レ有度、是則愚臣夙夜憂国」之微衷、御座候、依レ之乍ニ小邑  
ほうどかんのうたてまつりたく、そうじて  
「封土奉ニ還納」度、総而「朝裁之程、伏而奉ニ願上」候、以  
上

(明治二年)

二月

吉井左兵衛督信謹

弁事

御中